

国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の
意見に対してとられた措置

昭和 39 年 5 月

国立大学協会第六常置委員会

国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の
意見に対してとられた措置について

国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見に対して、今回公布された国立学校特別会計法、同施行令、特別会計予算総則、文部省と大蔵省との覚書および国会における大蔵・文部両大臣の答弁等によつて、具体的に措置された事項は、別表のとおりである。

上記の措置において国立大学協会の意見が充たされなかつた事項および今後におけるこの制度の改善充実と運用については、国立大学側と文部省側との間に協議会を設けて検討することになっている。この点については、末尾(12頁)に「今後におけるこの制度の改善充実と運用について。」として関係資料を併せ掲げた。

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
<p>1. 特別会計設置の趣旨と目的</p> <p>(一) この会計は、大学における研究と教育の円滑な運営を保障し、すべての大学の人的・物的内容を充実させることを本旨とすべきものであること。</p> <p>(二) この会計は、国立大学財政を、永続的・長期的観点に立つて自主的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるものでなければならないこと。</p> <p>(三) 国立大学の財政は、本来収支の均衡を期待することができないものであるから、たとえ、この会計の運用上企業会計の精神を活かすべき面があるにしても、そのことにより、国立大学の本来の目的の実現を妨げるようなことがあつてはならないこと。</p> <p>(四) 国立大学の任務と性質にかんがみ、国立大学とその他の諸学校とを区分すること。</p> <p>2. 特別会計の運用</p> <p>(一) この会計の運用に当つては、一般会</p>	<p>国立学校特別会計法(以下「法律」という。)(設置)</p> <p>第1条</p> <p>国立学校(国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第2条第1項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)第3条第1項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。)の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p>	<p>昭和39年2月27日、文部事務次官と大蔵省主計局長との間における国立学校特別会計に関する覚書(以下「覚書」という。)</p> <p>1 この特別会計は、国立学校の内容の充実に図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。</p> <p>2 この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがつて、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。</p>	<p>国立学校特別会計法案提案理由説明(抄)</p> <p>ただいま議題となりました「国立学校特別会計法案」につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。</p> <p>政府におきましては、教育の重要性にかえりみ、従来、国立学校の施設の整備および内容の充実について特別の配慮をして参つたのでありますが、昭和39年度におきましても、同様の方針のもとに所要の予算を計上して別途で審議をお願いしているところであります。</p> <p>さらに国立学校の充実に資する上から、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが時宜に適するものと認め、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。</p> <p>今後検討を要する。</p> <p>(注) 従来から文部省においては、予算の編成と執行の面で国立大学とその他の国立学校とを区分しているが、この点については従来と変りがない。</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備 考
	制 度 上 の 措 置	運 用 上 の 措 置	
<p>計の負担を軽減するために独立採算をはかるようなことがあつてはならないこと。したがつて、</p> <p>(イ) 剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出を削減してはならない。</p> <p>(ロ) 授業料収入等の歳入の増大を特にはかるようなことがあつてはならない。</p> <p>(二) この会計においては、大学における研究と教育の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において弾力的な措置が考慮されなければならないこと。</p>	<p>(一時借入金)</p> <p>法律第9条第1項</p> <p>この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。</p> <p>昭和39年度特別会計予算総則（以下「予算総則」という。）第12条（抄）</p> <p>次に掲げる各特別会計において、各特別会計法又は国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和24年法律第63号）の定めるところにより、昭和39年度において一時借入金を借り入れ、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用していることができ</p>	<p>覚 書</p> <p>2 この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがつて、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。</p>	<p>第46回国会参議院大蔵委員会、文教委員会連合審査会における大蔵大臣答弁（抄）</p> <p>「一般民間との料金の問題等もございませので、全然値上げはしないとは申し上げられません。値上げをすることによつて、一般会計からの繰り入れを減らそうというごとき考えは持ちません。</p> <p>こういうことだけは明らかにしておきます。」</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
	<p>る金額の最高額を次のとおり定める。 国立学校 1,600,000,000 円</p> <p>(積立金の繰替え使用) 国立学校特別会計法施行令 (以下「政令」という。) 第4条第1項 この会計において、支払上現金に不足があるときは、文部大臣は、大蔵大臣の承認を経て、積立金に属する現金を前条の支払元受高に繰り替えて使用することができる。</p> <p>(余裕金の預託) 法律第15条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。</p> <p>(支出未済額の繰越し) 法律第16条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。 2 文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院</p>		「支出未済額の繰越し」以外の繰越手続については、今後検討を要する。

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
	<p>に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和22年法律第34号）第31条第1項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第3項の規定による通知は、必要としない。</p> <p>（予算の移用）</p> <p>予算総則第17条（抄）</p> <p>財政法第33条第1項ただし書の規定により各省各庁の長が歳出予算の執行上の必要に基づき移用することができる場合は、次の各号に掲げる各項の間において移用する場合に限る。</p> <p>（1）国立学校……特別会計における各項の間</p> <p>（継続費等）</p> <p>政令第1条（抄）</p> <p>2 この会計の継続費要求書は、継続費について、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、その経費の総額、年割額、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。</p> <p>3 この会計の繰越明許費要求書は、繰越</p>	<p>覚書</p> <p>4 この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。</p>	<p>（参考）</p> <p>法律第4条</p> <p>文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>財政法第17条（抄）</p> <p>2 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
	<p>明許費について、事項ごとに、その必要の理由を明らかにするとともに、繰越しを必要とする経費の項の名称を示さなければならない。</p> <p>4 この会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。</p>		<p>年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>昭和39年度国立学校特別会計予算丁号、国庫債務負担行為</p> <p>(事項) 電子計算機借入れ 東京大学において学術研究用の電子計算機を借り入れる必要があるが、同計算機は、その製作等に多くの日数を要するため、あらかじめ昭和39年度において契約を結ぶ必要があるので、518,347,000円を限り、昭和40年度及び昭和41年度において、国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶ必要がある。</p> <p>(事項) 病院施設整備 営繕工事等施設整備は、多くの日数を要するため、工事の工程が昭和40年度に及ぶものについても、あらかじめ昭和39年度において契約を結ぶ必要があるので、3,500,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶ必要がある。</p> <p>(事項) 鳥取大学施設取得 鳥取大学所属の本部、学芸学部、農学部に係る土地、建物及び工作物等を処分し、</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
	<p>(委任経理)</p> <p>法律第17条</p> <p>国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができる。</p> <p>(資金の前渡)</p> <p>政令第5条</p> <p>支出官は、隔地に置かれている国立大学の学部、国立大学に附置された研究所、国立大学の学部に附属して設置された病院その他国立学校の施設で大蔵大臣</p>		<p>これに代わる同大学移転のため必要な施設を取得する契約を結ぶについては、当該契約の相手方が国が取得すべき施設を建設するまでに多くの日数を要するため、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、723,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶ必要がある。</p> <p>従来の公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和22年法律第42号）第11条をこの法律に統合したものである。</p> <p>(参考)</p> <p>政令第8条</p> <p>法第17条の規定による委任経理に関し必要な事項は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。</p> <p>奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和39年文部省令第14号）条文省略</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備 考
	制 度 上 の 措 置	運 用 上 の 措 置	
<p>(三) この会計は、また、国立大学施設の整備促進、内容充実のために運用されなければならないこと。したがって、</p> <p>(4) この会計に属する国有財産の利用ないし処分は有償としてこの会計に帰属し、一般会計の財産を使用または所管換する場合は無償とすることを原則とする。</p>	<p>の指定するものに係る経費のうち、燃料費、光熱水料、食糧費、医療費及び教育研究用の機械器具購入費については、所属の出納官吏に資金の前渡をすることができる。</p> <p>(予備費) 国立学校特別会計個有の予備費を計上したこと。</p> <p>法律附則第6項（使用させる場合） 第4項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和39年度に限り無償として整理するものとする。</p> <p>法律附則第7項（所管換等をうけ又は使用する場合） 一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所属替（以下次項において「所管換</p>		<p>(注) 昭和39年度においては、100,000,000円が計上されている。（過去5ヶ年間ににおける予備費支出の平均は、84,368,000円）</p> <p>(参考) 国有財産法第15条 国有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。但し、国において直接公共の用に供する目的をもつてこれをする場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
<p>(四) この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもとに財政投融资資金の受け入れを行ないうるものとする。</p>	<p>等」という。)をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。</p> <p>法律附則第8項（相互所管換等の場合） この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属の行政財産とする必要があることにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。</p> <p>政令附則第4項 法附則第8項の所管換等は、法附則第7項の所管換等とおおむね同一の時期に行なう場合に限り、かつ、同項の規定によりこの会計において所管換等を受けた財産の価額に文部大臣が大蔵大臣に協議して定める金額を加算した金額の範囲内においてすることができる。</p> <p>法律第7条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による借入金の限度額につ</p>		<p>病院の施設費以外の財政投融资については、今後検討を要する。</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
<p>(イ) この会計では、いわゆる建交換を行なうに必要な予算枠を設け、国庫債務負担行為をなしうるものとする。</p>	<p>いては、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。</p> <p>予算総則第7条</p> <p>国立学校特別会計において、国立学校特別会計法の定めるところにより、昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を1,000,000,000円と定める。</p> <p>法律第8条</p> <p>この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第1項の規定による借入れをすることができる。</p>	<p>覚書</p> <p>3 この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実に充てることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。</p>	<p>(建交換)</p> <p>昭和39年度国立学校特別会計予算丁号 国庫債務負担行為</p> <p>(事項) 鳥取大学施設取得</p> <p>鳥取大学所属の本部、学芸学部、農学部に係る土地、建物及び工作物等を処分し、これに代る同大学移転のため必要な施設を取得する契約を結ぶについては、当該契約の相手方が国が取得すべき施設を建設する</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
<p>(四) この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰り入れうるものとする。</p>	<p>法律第12条</p> <p>この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積立て、なお、残余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。</p> <p>2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。</p> <p>3 この会計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>4 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。</p> <p>政令第6条</p> <p>法第12条第1項の規定による積立金の積み立ては、毎会計年度の決算上の剰余金について、当該年度の収納済額が歳入予算の額をこえている場合において当該こえた金額（予算総則で定めるところにより、経費の増加に充てられることとされた金額があるときは、</p>		<p>までに多くの日数を要するため、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、723,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶ必要がある。</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備 考
	制 度 上 の 措 置	運 用 上 の 措 置	
<p>(五) 歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする。</p>	<p>当該こえた金額から、経費の増加に充てられることとされた金額を控除した金額に相当する金額)を限度として行なうものとする。</p> <p>2 前項の積立金の計算に関する細目は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。</p> <p>法律附則第5項 この法律施行の際における大学及び学校資金（公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和22年法律第42号）第10条第2項に規定する資金をいう。）は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。</p> <p>政令附則第3項 法附則第5項の規定による大学及び学校資金のこの会計の積立金への組み入れは、昭和39年4月30日に行なうものとする。</p> <p>予算総則第15条第6項 国立学校特別会計において、附属病院等収入その他の収入が、それぞれこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を</p>		<p>積立金とした資金の使用については、なお、検討を要する。</p> <p>(注) 昭和39年4月30日に積立金へ組み入れた大学及び学校資金の額 105,211,254 円</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
<p>(六) 剰余金，歳入超過分，国有財産の処分等によつて生じた財源は，それらの発生した事情を考慮しつつ，(三)の目的に沿うように使用すること。</p> <p>今後におけるこの制度の改善充実と運用について（前文抄）</p> <p>今回の特別会計制度の実施後においても，その結果を検討し，改善をはかつて行くことはもとより，さらに進んで，大学財政確立の方策を研究する必要がある，常時右の検討・研究が続けられるべきであると考え。</p> <p>なお，この制度の成文化および実施にあつては，大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく，また，この会計の運営上の重要事項については国立大学側の意向が十分反映されるような方途が講ぜらるべきである。</p>	<p>限度として，当該事業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。</p>	<p>国立大学協会長の照会およびこれに対する文部事務次官の回答 （照会）（昭和 39.4.24）</p> <p>国立学校特別会計について 国立学校特別会計法は，さる4月3日国会の議決をへて即日公布されましたが，同法施行令その他本特別会計制度の運用に当つては当協会の意見にそつて種々ご努力を願つていることと存じますが，今後とも右の意見書において申し述べた諸点を十分尊重されその実現方につき何分のご配慮をお願いいたします。</p> <p>なお，意見書中に申し述べました「国立大学側の意向が十分反映されるような方途」の講ぜられることについて何らかの具体的な措置を伺いたく貴意を得たいと存じます。</p> <p>（回答）（昭和 39.4.25）</p>	<p>第46回 国会参議院 大蔵委員会文教委員会 連合審査会会議録 灘尾文部大臣答弁（抄）</p> <p>文部省，大学側並びに必要なに応じて大蔵省側と，この三者が随時協議を尽くしまして，この特別会計の運営に遺憾なきを期してまいりたいと思つております。なお，実際に運営してみまして，特殊な機関を必要とする，制度的に必要とするということになれば，その際にまたあらためて皆さま方のご審議をわずらわしたい，かように考えておりますが，いずれにしましても，十分大学側の意思を尊重しながら，この特別会計は運用してまいらなければならぬ性質のものと，そのように考えておりますので，連絡協調につきましては，心がけてまいります。</p>

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
		<p>国立学校特別会計について このことについては、かねてからご協力をたまわり感謝にたえません。</p> <p>ご承知のとおり、国立学校特別会計法は、去る昭和39年4月3日第46回通常国会において可決成立、即日公布施行されましたが、この制度の運用等につきましては、今後とも、できるかぎり貴協会のご要望の趣旨に沿うよう努力する所存であります。</p> <p>なお、ご照会にかかる点につきましては、貴協会と文部省側との間に協議会を設け、必要により大蔵省側の参加を求めることとして、今後とも、この制度の改善充実に資したいと考えておりますので、ご了承願います。</p> <p>国立大学協会長と文部事務次官との 申し合わせ（昭和39.6.5） 国立学校特別会計制度に関する協議会について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称は、特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）とする。 2. 協議会の構成員は、20名以内とし、次に掲げる者をもつてあてる。 <p>国立大学協会側 会長または副会長 第六常置委員会委員長 会長が指名した学長</p>	

国立大学協会の意見	国立大学協会の意見に対する措置		備考
	制度上の措置	運用上の措置	
		<p>若干名 文部省側 文部事務次官 大学学術局長 管理局長 官房長 大臣官房会計課長</p> <p>3. 協議会には、構成員の互選により議長および議長代理を置く。</p> <p>4. 協議会の議に付すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし常例的事務に属する事項を除く。</p> <p>イ 国立学校特別会計制度の運営上の重要事項</p> <p>ロ 国立学校特別会計制度の改善に関する重要事項</p> <p>5. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求があつた場合に開催するものとする。</p> <p>6. 協議会には、必要に応じ、大蔵省側関係者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>7. 協議会に関する事務は、国立大学協会事務局において処理するものとする。</p>	